



情報保護に関して専門の機関が必要だとする国際的な世論があります。日本に対しても、第三者機関をつくるようにとの要請がEUなどからあり、それに応える形となりました。このことは、3つ目の改正ポイントにつながっています。いま日本は、APEC（アジア太平洋経済協力）などの国際的な枠組みの中で、個人情報保護の共通ルールづくりを積極的に進めています。世界のグローバル化が進み、多国籍企業が活動する現代では、個人情報もさまざまな形で越境します。国内だけでは個人情報の保護はできません。国際的なルールづくりにおいて、日本がリーダーシップをとっていくためにも、国際的世論や潮流を見据えた改正が必要だったのです。

**正しい運用のためには、地方自治体や企業の体制づくりが必要**

このように、個人情報を保護、利用する法律は整えられてきました。今後は、これを正しく運用していくため

の体制づくりが重要になってきます。特に、多くの個人情報を持っているのが地方自治体ですが、自治体によってその情報管理にかなりの温度差があります。意識の高い自治体は、情報管理のための職員研修を行ったり、組織の体制を構築していますが、意識の低い自治体では、職員の意識も低く、情報セキュリティ

もままならない状態です。そういうところから情報が漏れると、漏れていること自体の発覚も遅れ、個人情報とられまくりということも実際に起きています。どんなにセキュリティを強化しても、情報が漏れることはあります。その時、漏れる情報を100、200



と拡大させるのではなく、50でとどめられるようにする体制が求められるのです。意識が低いからといって、ただ専門家に任せるといってではなく、自分たちで研修や教育を行い、意識を高め、非常時には迅速な対応をとれるようになることが重要です。これは、地

方自治体だけでなく、顧客データなどを持っている企業も同じです。従来は、個人情報を5000以上持っている企業が情報保護の対象でしたが、今回の改正で、5000未満であっても対象となることになりました。いまままで個人情報保護の取り組みを行ってこなかった中小の企業などに対しては、個人情報保護委員会がセミナーやアドバイスを行っています。ぜひ、問い合わせてみていただきたいと思います。

うなど試みましたが、やはり個人情報保護を理由に情報を出さないところがありました。同じく、仮設住宅を建てる見積もりも、個人情報を利用できないと、どっぷり計算で出したところ、仮設住宅が大幅に余ったり、不足する自治体が出てしまいました。この問題は、地方自治の制度にも関わるので、一概に個人情報保護法で一本化するとはできません。しかし、であればこそ、自治体は自主的に職員の方々の研修や教育に力を入れていただきたいと思っています。例えば、個人情報保護法では、市民の生命や身体、財産を維持するためには個人情報を使って良いと定められています。この意図がわかっているならば、先の例のような場合、条例に定められていなくても、どちらを優先するべきかは判断できるのではないのでしょうか。もし、それぞれのケースごとに、すべきことを指示したマニュアルを国とか省庁なりがつくる必要があるとしたら、それこそ地方自治の自主性はどこにあるのか、ということになってしまいます。

**市民や消費者の不信感を払拭していくことが大切**

改正個人情報保護法は、個人情報保護を強化した面と、利活用を促進する面があります。利活用に関しては「匿名加工情報」が中心となります。つまり、法律に則った手続きによって利活用されているならば、個人の情報やプライバシーが危険に晒されるという心配はほとんどありません。しかし、どんなにセキュリティを強化しても、個人情報が漏れる被害をゼロにすることは難しいでしょう。先にも述べたように、自治体や企業にとっては、被害を最小に抑えるためにも、危機管理の体制づくりや、担当者の教育に注力することは重要な課題です。また、企業などは、顧客から個人情報を取得する際、その管理や利活用に関する説明、また、注意書きなどをわかりやすく提示することも大切です。市民や消費者の不信感をなくしていくことが、個人情報保護の過剰反応を払拭し、個人情報の正しい利活用の拡大につながっていくのです。